



東日本大震災関連のお知らせ2

＜震災特例法について＞

この度の震災による未曾有の被害に対応するため、税制面でも緊急の措置が講じられます。

以下では、4月27日に施行された震災特例法の一部をご紹介します。詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。福島県事務所 ☎024-534-3121)にお尋ねください。

所得税関係 (抜粋)

・雑損控除の特例

震災により住宅や家財等に生じた損失について、

- ① 平成22年分所得での雑損控除の適用を可能とします。
- ② 雑損控除を適用しても控除しきれない損失額について、繰越期間を3年から5年に延長します。

・災害減免法の特例

震災により住宅または家財について被害を受けた者については、その被害を平成22年に受けたものとして、災害減免法の適用を可能とします。(雑損

控除との選択適用)

法人税関係 (抜粋)

・震災損失の繰戻しによる法人税額の還付 (下の図解参照)

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って繰戻し還付を可能とします。

また、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により右記と同様の繰戻し還付を可能とします。

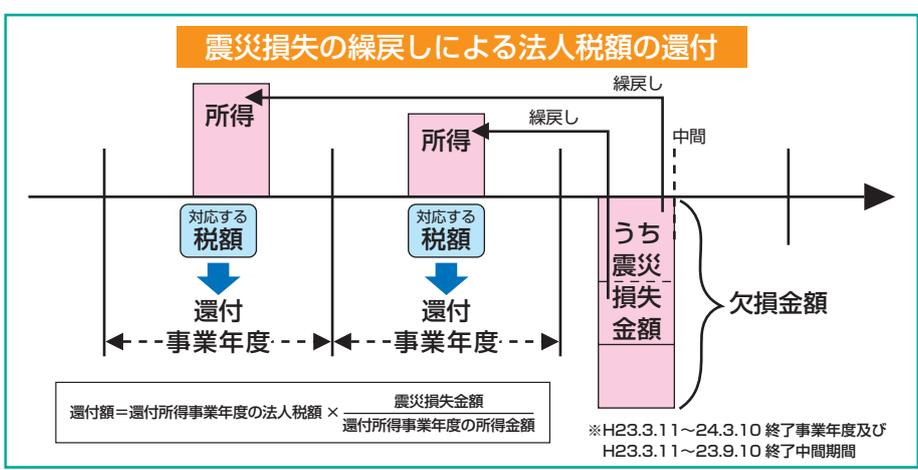
自動車重量税関係

・被災自動車に係る自動車重量税の還付

被災により滅失・損壊した自動車で抹消登録等をしたものについて、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付します。

・被災者の買替え自動車に係る自動車重量税の免税措置

被災者が自動車を買換える場合、被災自動車の使用者が平成23年3月31日から平成26年4月30日までの間に取得し車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税を免除します。



お断り
先月号で、「次回は義援金等に関する税務上の取扱いについて、ご紹介いたします。」と申し上げましたが、震災特例法の緊急性に鑑み、内容を差し替えることとしました。ご了承ください。

県税からのお知らせ

＜自動車税の定期課税の延期＞

平成23年度の自動車税の定期課税(例年5月課税・5月末納期限)について、現在延期しています。延期する期間はあらためてお知らせします。

なお、この間に自動車検査証(車検証)の有効期間が満了する自動車については、平成22年度の自動車税納税証明書で車検を受けることができます。

また、軽自動車については、各市町村の税務課へお問い合わせください。

(県庁税務課 ☎024-521-7069)

＜法人県民税・法人事業税等の申告納付期限延長のお知らせ＞

平成23年3月11日以降に申告納付期限が到来する法人県民税等については、期限を延長延長期間は未定しています。

なお、震災前に期限が到来している場合は対象となりませんが、会計監査等による延長法人で災害により決算が確定しない場合は、個別申請により延長されます。

また、延長に該当する場合であっても、例年どおりに申告納付することは可能です。

詳しくはお近くの地方振興局県税部までお問い合わせください。

(県庁税務課 ☎024-521-7068)

「東日本大震災に係る

震災特例法の概要

～法人税及び消費税～

この度の東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。原子力発電所が予断を許さない状況の中、各地で様々な方の助力を得ながら其々の懸命の努力が続けられています。少しでも早い原発の収束と地域の復興を願っています。

さて、東日本大震災に係る税関係の対応については、国税地方税共に平成23年3月11日以降に到来する申告納付等の期限延長が行われています。その後、いわゆる「震災特例法」が平成23年4月27日に可決成立しました。法人税関係の特例の概略を示すと、法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金の内、震災による棚卸資産等の損失額を前二年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求ができる「震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例」、中間申告により源泉所得税額の還付を受けることができる「仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例」、被災した建

物に代替する資産として建物等の取得をした場合又は被災区域内において建物等を事業の用に供した場合に特別償却をすることができる「被災代替資産等の特別償却」、特定の資産の買換えの特例」などが成立しています。

又、消費税においては、東日本大震災により被災された事業者がその被害を受けたことよって被災日を含む課税期間以後の課税期間について課税事業者を選択する（又はやめる）場合又は簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）場合には、指定期間までに各届出書を提出することにより、本来の提出時期までに提出されたものとみなしてその適用を受ける（又はやめる）ことができる「消費税課税事業者選択届出書の提出に係る特例」などが整備されています。

その他、所得税等についても東日本大震災に伴う特例等が成立しています。被災者の方や事業者の方におきましては御苦労が多いとは思いますが、税理士会としても一助となるよう努力をしていきますので、一人で抱え込まず先ずは相談していただければと思います。

東北税理士会福島支部 佐々木史隆

村井幸三さんの
ヘーなるほど

活に耐えていらっしやる多くの皆様に、心からお見舞い申し上げます。

ところでいきなり話が飛びますが、罹災者の皆様、最近のお風呂事情はいかがでしょうか。と、申しますのは先日しらべものがあつて、震災翌日以降の新聞を読み返したのですが、改めて気づいたのがお風呂に入りたいという罹災者の希望の多さです。食、住が一応目安の立った罹災後十日ごろから目立って増えていますね。

その後、自衛隊が応急の施設を開設、皆様の要望にともかく応えたようですが、そのことからこれほどお風呂好き、それも身体ごとドブプリ浸かりたいという民族はそう無いのではないかと、御先祖さまも、縄文の昔、お風呂で鼻歌を歌っていたのかと興味が湧いて、俄かに資料を漁ってみました。

結論から申しあげますと温泉浴など

を別とすると、全身浴が普及したのは江戸時代に入ってからようです。しかしその範囲は大名や高僧神官、ごく一部の富裕層といった人達に限られ、一般人は盥にお湯をはった行水ですませていた（骨董集）それ以前の沐浴法は身分に関係なく蒸風呂、つまりサウナが主流だった（日本風俗史講座）ことが資料から読み取れます。

そして史料はその始まりは恐らく古代韓国の汗蒸「ハンジン」に学んだとされています。時代は奈良朝より少し前です。以来日本人は天皇から庶民までサウナで身を清めたり、病気の治療をしてきたのですが、それがなぜ現在のような湯浴に変わってきたのでしょうか。これにはいろんな説があつて、どれもほんとか迷いますが、なんとなく納得されるのは温泉浴で体験するいい湯だナ、感覚の人工的な再現、もう一つは沐浴がレクリエーション化してきたこととです。江戸に庶民が利用できる銭湯ができたのは、町人文化が爛熟期を迎えた文化文政の頃であったことと考え合わせると、このあたりが現代日本人のお風呂好きの始まりとしていいのでは無いでしょうか。つい長湯、いや長話になってしまいいし訳ありません。



会員様へ
心は



やまひろし

福島日産自動車株式会社
代表取締役社長
金子 與志人氏
(福島市北町 2-32)
TEL (024) 523-2111

いきなり東日本大震災の話で盛り上がってしまった。福島日産は県下各地に二十八の営業所があり関連会社を含めると四十カ所にもなるという。三月二十二日には再開すると方針を定め金子社長は各支店、営業所を巡り視察し激励した。

金庫を抱え避難したところ、ショールームの大きなガラスが割れたところなど被害は様々。日産本社の立ち上がりも速かった。カルロス・ゴーン社長はいわきを視察「いわきの日産工場は撤退しない」と宣言した。風評被害を受けて「福島県産の野菜を使うよう」と本社からの指示が全国の支店に伝えられた。金子社長はゴーン社長のポジティブでグローバルな考えと決断に、いつも驚かされる、という。

各社とも同じらしいが、震災で車の需要が増加したが、部品工場が被災にあうと一つの部品が足りなくても新車の組み立てが出来ない。中古車も不足し値上がりが続いている。車検とか修理でなんとか乗り切っているらしい。「世の中の変化が激しいですか…」「時代の流れがかなり変わってきました

た。以前、車はステータスシンボルでしたが、現在は実用としての価値となり、人々を運ぶ道具となってきましたね。年代別による需要も変化してきました。それに車を大事に使い切る、といった風潮になり、生活から切り離せないものになってきました。それにご主人だけでなく奥様、お子様の好みに合わせてのセールスが重要になってきました」

金子與志人社長は昭和四十二年一月、伊達市(旧伊達町)に生まれ、専修大学経済学部を卒業し埼玉の自動車会社で三年間、主に営業の厳しさを修行した。平成三年、福島に戻り、福島日産に入社。平成九年副社長に就任、同十一年三十二歳で代表取締役社長に、金子與志雄氏は会長に就任した。そのほか現在は日産部品福島販売(株)カーケアー日産、福島オート商事(株)の社長を兼務し忙しい日々を過ごしている。このほか公的な役職も数多く務め書き切れないほど。

これほど忙しいのに、お会いしてみると、とても明るくポジティブでこちらを楽しんでいる気がする。



「趣味は」と聞く、と。『子供のころから体を動かすことが大好きで走りまわって遊んでいましたね。小学校から高校までずっと剣道をやっていました。伊達町に恵館という道場がありまして、その一期生でした。のちに全日本チャンピオンが出たほどの素晴らしい道場で、現在そのOB会長をさせて頂いております。それからゴルフも大好きですね』

最後になんと意地悪い質問をしてみた。

「金子與志雄氏という偉大なる父を持つていかがですか」

「あまり気にしないようにしているんですよ。ハッハハハ」

と豪快に笑ってくれた。お若いのに父親に負けていないと感じ、安心して帰ってきた。

- お知らせ**
- 23・5・6 女性部会三役会
 - 23・5・12 平成23年度第1回理事会
 - 23・5・12 女性部会第21回定時総会
 - 23・5・19 平成23年度第1回広報委員会
 - 23・5・20 青年部会第2回役員会



平成23年度第1回理事会



女性部会第21回定時総会